

●香川県告示第23号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、平成16年10月12日西土指道第7号（平成16年香川県告示第717号）で行った道路の位置の指定を次のように変更して指定した。

平成30年1月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 平成30年1月9日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 三豊市詫間町松崎字唐崎329番1の一部及び同地先農道・水路並びに字宮の下
805番2の一部、839番1の一部、840番の一部、854番3の一部、854番5
の一部及び855番7の一部
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.10メートル～4.33メートル
延長 33.18メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。